

平成
十九年
五條市議会第二回臨時会会議録(第一号)

平成十九年八月十日(金曜日)

議事日程(第一号)

平成十九年八月十日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 発議第八号 地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議
- 第四 選 第二号 特別委員の選任

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

一番	西
二番	本
三番	幸
四番	好
五番	洋
	紀
	廣
	子
	恵
	美
	輝
	上
	富
	池
	藤
	川
	太
	田
	村
	家
	美
	子
	雄

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長

吉 榮

野 林

晴 勝

夫 美

二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番
田	大	榮	土	黄	櫻	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益
						久									
原	谷	林	井	木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田
清	龍	末	康	英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉
														比	
孝	雄	次	嗣	夫	一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博

事務局職員出席者

速記者	柳ヶ瀬	五美	事務局長	長田雅光	橋本重夫	教育長職務代行者	岡本和人	市長公室長	岡本和	生活産業部長	林正信	健康福祉部長	清水勝	西吉野支所長	森本康元	大塔支所長	竹本重博	会計管理者	堤好博文	水道局長	阪上武則	財政課長	堂賢治	秘書課長	田中衛	庶務課長	大垣賢治	企画調整課長	山下正次
事務局長	乾田雅	事務局長次長	西久美	事務局長主任	笹谷久美	事務局長主任	西久美	事務局長主任	笹谷久美	事務局長主任	西久美	事務局長主任	笹谷久美	事務局長主任	西久美	事務局長主任	笹谷久美	事務局長主任	西久美	事務局長主任	笹谷久美	事務局長主任	西久美	事務局長主任	笹谷久美	事務局長主任	西久美	事務局長主任	笹谷久美

午前十時三十七分開会

○議長（寺本保英）ただいまから、平成十九年第二回臨時会を開会いたします。

本日、平成十九年第二回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。どうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

○議長（寺本保英）この際、申し上げます。

会議記録並びに広報五條に掲載のため、会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集のごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成十九年第二回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素は市政の発展と、市民生活の向上に精力的に御活躍をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、今回の臨時会の案件であります地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会設置につきましては、慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。平素のお礼と開会のごあいさつに代える次第でございます。

○議長（寺本保英）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（寺本保英）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十一条の規定により、議長から指名いたします。

五番 池 上 輝 雄 議員

以上、三名の方をお願いします。

六番 益 田 吉 博 議員
七番 山 田 由 比 己 議員

○議長（寺本保英）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る八月六日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げますとおり、本日一日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決しました。

なお、会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（寺本保英）次に日程第三、発議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第八号 地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議。
標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求めます。

平成十九年八月十日提出

提出者	五條市議會議員	土井康嗣
賛成者	五條市議會議員	西尾彦和
〃	〃	花谷昭典
〃	〃	藤富美恵子
〃	〃	川村家廣

○議長（寺本保英） 本案につきましては、重要な案件であり、文書による決議として提出されております。

提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会土井康嗣委員長。

〔議会運営委員長 土井康嗣登壇〕

○議会運営委員長（土井康嗣） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました、発議第八号 地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議につきまして、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議（案）

一 本会議に、委員八人からなる市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会を設置するものとする。

二 本特別委員会は、地方自治法第百条第一項の規定により、次の事項について調査するものとする。

（一）平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項

（二）吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項

三 本会議は、二に掲げる事項の調査を行うため必要があるときは、地方自治法第百条第一項の規定により選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限を本特別委員会に委任する。

四 本会議は、二に掲げる事項の調査を行うため必要があるときは、地方自治法第九十八条第一項の規定により、二に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、市長その他の執行機関の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を本特別委員会に委任する。

五 本特別委員会は、二に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中も、なお、継続して調査することができる。

六 本特別委員会に要する経費は、本年度において二百七十万円以内とする。

以上、五條市議会は地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置することを決議する。

平成十九年八月十日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十一番」の声あり）二十一番田原清孝議員。

○二十一番（田原清孝）この百条委員会というものは、五條市がどんな損をしたんだと、一銭でも損をしたのかということですけども、何一つ損はしていないわけでございますし、特に公職選挙法というのは、これは所詮私たち市会議員が調査するものでもなし、もし、違反があるのならば、これは警察官の方でやっていただかないと、この百条委員会では到底このものは裁けないことでございますし、そしてまた、偽証問題も、これもこの二百七十万も予算を組んでしなければならないものかな。これは、一つは、ここにおられます土井議員の質問に対して市長はそういうことは言っていない、榎市長もそういうことは聞いていない、そして、Tという元暴力団といわれる方が六チャンネルで報道されておりましたように、呼び出したのは、だれが呼び出したんだと、そして、Tさんが呼び出したと、そして、二千万の金の提示はだれがしたのだと、私がありましたと。これほどはつきりしたことを審議して、そして、二百七十万の大きな金の予算を組んで、今からこの五條市を混乱させることが、これがよつぽど私はいけないことではなからうかなと思しますので、どうぞ皆さん、この趣旨、御理解いただいて御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（寺本保英）答弁を求めますか。（「要りません」の声あり）
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（寺本保英）起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決するものと決しました。

○議長（寺本保英）意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十時四十八分休憩に入る

午後零時三十八分再開

○議長（寺本保英）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

日程第四、選第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）選第二号 特別委員の選任。

五條市議会委員会条例第五条第一項の規定により、委員の選任を行う。

平成十九年八月十日提出

五條市議会

○議長（寺本保英）特別委員会委員の選任については、あらかじめ議員各位の御意見を聞き、御協議願っておりますので、委員会条例第五条第一項の規定により、議長から指名いたします。

二番太田好紀議員、四番藤富美恵子議員、六番益田吉博議員、十番西尾彦和議員、十六番檜塚凱一議員、十七番黄木英夫議員、十八番土井康嗣議員、二十番大谷龍雄議員、以上八名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選出等について御協議願いたいと思いますので、各位には本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（寺本保英）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御精励をいただき、円滑なる議会運営に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

市長始め理事者各位には、暑さ厳しい時節柄、御健康に十分御留意され、事務事業の執行にますます御精励賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございます。

市長からごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成十九年第二回臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、本臨時会におきまして慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

議員各位には、今後とも市政発展のため御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

連日、厳しい暑さが続いておりますが、議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意いただき、市民のため、五條市のために更に御活躍賜りますことをお祈り申し上げ、閉会に当たりましてお礼のごあいさつに代える次第でございます。

誠にありがとうございました。

○議長（寺本保英）これもちまして平成十九年第二回臨時会を閉会いたします。

午後零時四十三分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

署名	署名	署名	署名
議員	議員	議員	議員
山	益	池	寺
田	田	上	本
由	吉	輝	保
比	博	雄	英
己			